

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第6期 第3回豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局（担当課）		ごみ減量推進課
開催日時		令和7年3月27日（木）14時00分～15時25分
開催場所		豊島清掃事務所 講堂
議 題		1. 開 会 2. 議 事 (1) 第五次豊島区一般廃棄物処理基本計画の 施策体系案について (2) 食品ロス削減推進計画について (3) 処理困難物の排出状況について (4) 豊島区災害廃棄物処理基本計画の修正ポイ ントについて 3. その他 (1) 前回審議会の確認事項について
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数0人
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
出席者	委 員	松波淳也、斉藤崇、山田正人、蔵方康太郎、富沢正弘、松浦義忠、有里真穂、西山陽介、宮崎けい子、細川正博、飯島一夫、木川るり子、望月綾子、岡田英男（環境清掃部長）、柳信雄（環境清掃部副参事）（敬称略）
	区側出席者	環境清掃部ごみ減量推進課長、環境清掃部環境政策課長、環境清掃部環境保全課長、環境清掃部豊島清掃事務所長
	事 務 局	環境清掃部ごみ減量推進課

審 議 経 過

(14時00分開会)

1. 開 会

(1) 委員・幹事紹介

- ・前回欠席委員の紹介及び自己紹介
- ・傍聴について

2. 議 事

○ごみ減量推進課長： それでは、議事に移ります前に、会議の公開等についてご説明させていただきます。審議会等の会議の公開に関しましては、「豊島区審議会等の会議の公開に関する要綱」に定めがございます。この要綱に従って次の通り処理をさせていただくということで考えております。1. 豊島区リサイクル・清掃審議会は公開する。2. 傍聴について、区のホームページに記載するほか区広報誌等で事前に周知し、傍聴者に関しては会議の運営に障害を来さないと会長が判断した場合、希望者を受け入れる。3. 会議録について、会議録の記載事項のうち、審議経過については、発言者の氏名を記載せず、「委員」という表現で整理する。事務局及び区側出席者については、「職名」で整理する。会議終了後、全委員の確認を経た後、ホームページに掲載する。以上でございます。この件につきまして異議がないようであれば、事務局案のとおり会議を進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、これからの進行は、会長にお願いいたします。なお、本日の予定ですが、16時を目途にご審議いただきたく、ご協力の程よろしくお願いたします。では松波会長、これからの司会をよろしくお願いたします。

○会長： それでは、司会を代わらせていただきます。よろしくお願いたします。事務局にお尋ねします。本日、傍聴希望者はいらっしゃいます

か。

○ごみ減量推進課長： 本日、傍聴希望者はありません。

○会長： それでは、2. 議事に入らせていただきます。はじめに（1）第五次豊島区一般廃棄物処理基本計画の施策体系案について説明をお願いします。

○ごみ減量推進課長： では資料第3-1号をご覧ください。第五次豊島区一般廃棄物処理基本計画の施策体系案についてご説明いたします。1ページをご覧ください。左から基本方針、具体的施策、施策に係る主な取り組み（案）と並んでおり、施策に係る主な取り組み（案）の中に、第1回、第2回とご議論いただき、そこで頂いた意見を踏まえ、加筆修正作成しております。主に意見を反映し加筆修正した箇所をご紹介します。基本方針1「リデュース・リユースを推進する」、具体的施策1-2「区民・事業者への啓発・情報発信」においては、施策に係る主な取り組みとして、黄色の塗りつぶしのある箇所で、

- ・各種広報の多言語化（継続的取組）
- ・集積所におけるQRコード（継続的取組）
- ・アプリやSNSの活用（継続的取組）
- ・外国人向動画配信
- ・小学校における出前講座の実施（継続的取組）
- ・小学生向け啓発冊子の配布等の取組（継続的取組）

の6点でございます。継続的取り組みというのは前回の計画でも取り組んでいた取組みということでございます。次に1-3「食品ロスの削減」です。赤枠で囲んでいるのは、第2回審議会では指摘のあった事項、例えば「食品ロス削減推進計画の新指標について、過去のデータを遡ってその指標が有効か否か検討すること。」などについて次の議題で議論するという事で囲んでいます。次に1-4「事業者との連携によるリデュース・リユースの推進」についてです。施策に係る主な取り組みとして、事業者に対するインセンティブの検討を追加します。2ページ目をご覧ください。基本方針2「質の高いリサイクルを実施する」です。具体的施策2-1「プラスチック

ク資源回収推進及び更なる資源化の促進」では、施策に係る主な取組（案）に「新たなリサイクル品目の検討や現状資源化している品目について資源化率が上がるように検討」、「拠点回収している品目について持ち込みの利便性向上」を追加します。2-3「区民・民間事業者との連携・協働」については「集団回収の報奨金支給対象品目の拡充検討」を追加します。最後に、基本方針3-1「安定的で適正なごみ処理を推進する」についても赤枠で囲ってありますが、これも議事3「処理困難物の排出状況」でご説明いたしますが、今までの議論を踏まえ、具体的施策3-2「処理困難物の適正排出」では、「二次電池等の適正排出支援」を新規に追加3-4「ごみの収集方法等の調査・検討（ごみ有料収集等）」では、「収集に対するIT技術の活用の検討」を新規に追加し、「有料化や高齢化社会への対応等今後の収集方法の引き続きの検討（継続的取組）」として高齢化社会への対応を追加いたします。私からの説明は以上です。

○会長： ありがとうございます。なにかご意見、ご質問はございませんでしょうか。なお、円滑な進行のため、ご発言の際は挙手の上、指名があつてからお願いいたします。

○委員A： よろしくお願ひします。1-2の中で各種SNSやホームページを通じた広報ということで、ホームページはそのままでわかるのですが、各種SNSっていうのはどういう媒体等を用意しているですか。

○ごみ減量推進課長： 主にごみ減量推進課でやっているXなどを考えております。

○委員A： これからやるということですね。

○ごみ減量推進課長： Xについては今も使っていて、それ以外のSNSで今まで自分たちがやっていないものについても何か考えて、新たに取り入れていこうとは考えています。

○委員A： ごみ分別アプリっていうのを始められていて、主には区民の方の住まいを最初に設定して、住所地においてごみを出す日がわかるよ

うにしてくれていると思うのですが、そういったツールがせっかく出来上がっているのに、その中で処理困難物のテーマや、食品ロスのことなど、ごみにまつわることも一応盛り込んでいるとは思いますが、あるものを活用していくことはこれからも必要なことだと思います。もう一つは、このごみ分別アプリは登録してもらわないと始まらないので、登録者数の状況というのは把握されていますか。

○ごみ減量推進課長： はい。登録の状況は把握しております。今資料を探します。

○委員A： 数を知りたいというよりも、登録者数の目標などお持ちであるかとは思いますが、こういったごみ分別アプリの登録者というのは、まだ少ないような気がするのですが、それに対してこれからどうしていくかについては、ご検討をされるのかご意見いただきたいと思っています。

○ごみ減量推進課長： はい。せっかく 3R のアプリを作ったのに、現状登録者数は私の記憶ですとそこまで多くなかったと思います。今後も例えばイベント等などの機会がありましたら当然積極的に宣伝していくことはもちろん、ホームページなどでも宣伝はしておりますが繰り返し啓発周知していきたいと考えております。

○委員A： 引き続きお願いしたいと思います。特に豊島区は転入転出が激しいですし、また若い世代が多く住んでいらっしゃる地域性もありますので、今は SNS 等で情報を掴んでいく時代になっていると思います。そのような広報や発信については今以上にご研究いただいて取り組んでいただければと思います。以上です。

○会長： はい。その他ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

○委員B： 今のご意見に関連してなのですが、1-2 のところに、「アプリや SNS の活用」の継続的取組の下に「各種 SNS やホームページを通じた広報」ということで、黄色の部分と黄色がついていない部分で広報と、広報以外の活用ということで分けていらっしゃるのかもしれませんが

が、このところをもう少しわかりやすく整理していただく必要があるのかなというのが一点と、もう一つ豊島区が LINE をやっていると思うのですが、その豊島区の LINE の中にごみの問題とか、アプリに誘導するような仕掛け等、取り組みをされているのか、それも含めた形でこのアプリの活用なのか、それとも先ほどおっしゃったように X での運用だけで、そのような相乗効果は特に考えていらっ
しゃらないのか、その 2 点について教えてください。

○ごみ減量推進課長： まず豊島区のラインについてですけれども、予算の制約はあると思いますが、今後アプリと連携できるように考えていきたいです。あともう一つのご質問ですが、この「アプリや SNS の活用」「各種 SNS やホームページを通じた広報」についてわかりづらいところもありますので、整理した上で今後ご報告していきたいと思います。

○会長： その他ご質問はありますか。

○委員 C： 私も今のところで関連する質問をしたいと思います。QR コードやアプリ、SNS 等いろいろあると思うのですが、お届けしたい人、例えば外国人に対して、どう届けるかということがすごく重要なこと
思っていて、現時点でこれを、どの時点で周知しているか、例えば住民登録に行った時点で周知用チラシなどを配っているのか、不動産屋等において部屋探しの時点でもこういった案内を出しているのか、このようなものがあるということをどの時点で周知しているのか教えていただきたいです。

○ごみ減量推進課長： 3R アプリについては、区民の方が新しく区に転入する手続きをしていくときに周知しております。

○委員 C： わかりました。ありがとうございます。集積所における QR コードというのは結構気になっていて、ごみを捨てるときに携帯電話を持っていかないと活用できないので、せっかくいいものを作っても、見ていただかないとあまり意味がないと思いました。この辺り何か改善していく余地はあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長：　そうですね。集積所に携帯電話を持って行くかまでは考えていなかったもので、工夫をして、適正排出が進むような努力をしていきたいと思っております。

○委員C：　わかりました。ありがとうございます。どれも継続的取り組みということで令和3年度に前計画が作られた時点からこういったことはもうやられていると思うので、やはりもう3年経っているので、何が課題だったかというのを1個1個検証して、次の施策に反映できるように検証していただきたいと思います。以上です。

○会長：　その他何かございますか。

○委員D：　よろしくどうぞお願いいたします。事務局の方にいろいろなわかりやすい資料をまとめていただきましてどうもありがとうございます。前回審議会の意見等も踏まえこの資料を作っていただいて、本当に良かったなと思います。私はやはり学校教育のところ、次世代を担う子どもたちがごみの処理の問題や、リサイクルの問題、さらに言えば、地球に温かい気持ち、地球に優しい街づくりをするという気持ちを持ってほしいなという気持ちでございます。したがって小学校の出前講座がいいのか、普及啓発冊子がいいのか、手段は様々あると思いますが、そのような取組をするというのは大事ではないかなと思います。特に豊島区でも環境問題というのは非常に力を入れておりまして、国でもグリーンボンドとか環境に関する債権などが発行されております。そんな中で、ゼロカーボンの実現というのが、豊島区の指針にもなっておりますので、環境に対し、若い人に啓発をする、どちらかというと教育というより普及啓発をしていくというのがいいのかもしれない。逆に、子どもたちからの意見を吸い上げるというのがいいのではないかと。上から目線でやるのではなくて、小学校の子どもたち、中学校の子どもたちが意見を言ってくれるというような、キャッチボールもあっていいのかなと思っています。それからもう一点、様々な中小企業さんが、自分の出したごみを外へ出さないで再利用して、新しい産業や商品開

発をするという企業もあるかと思えます。特に新興企業とか、ベンチャー企業などもあり得るかもしれません。そのようなところで可能な範囲で表彰制度などを設けてもいいのかなという感じはしております。最後ですが3-4の方で書いてありましたが、高齢化社会への対応等というのはおそらく喫緊の課題ではないかなと思えます。豊島区は人口密度が特別区の中では一番高いと聞いております。また、最近単身の若い層が増えてきておりますが、ご高齢者の方も結構な割合がいるということです。私も高齢者と言われておりますが、1人でなかなかごみ処理ができないという方に対するフォローとしては、豊島はSDGsを掲げておりますので、配慮していただくといいかなと思っております。ちょっと長くなりました。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○会長： 事務局から何かございますか。

○ごみ減量推進課長： はい。まず子どもたちと一方通行にならず、子どもたちの考えなども吸い上げていくところですが、今までも普及啓発のため、「できることからはじめよう」というごみの分別について勉強できるようなリーフレットを作って、本年度本区の小学校に提供したところでございます。今後も一方的にならないように気をつけて子どもたちと話しながら、このごみの分別等について考えていきたいと思えます。また高齢化社会への対応について、なかなか1人で、自分の足でごみを集積所に持っていくことが難しいということに関しても、今もやっておりますが、出前ごみ収集など、今後福祉的な支援等も必要かと思えますので、福祉部等とも連携しながら考えていきたいと思っております。ご質問のあった3Rのアプリの登録者数は本日現在で7,533人となっています。

○環境政策課長： 環境政策課長でございます。環境教育のところで回答させていただきますと、様々子どもたちへの環境の教育を行っておりまして、民間企業による出前授業といったものも行わせていただいております。民間企業のノウハウを生かしまして、例えばガス事業者、電気事業者などにエネルギーに関する授業を行っていただいたり、住宅設備メーカ

一の方から断熱に関することなどを授業で行っているというところで、今回環境基本計画をこの3月末に改定という形になりましたが、その中にも今回共通の目標ということで教育連携を一つの柱として位置づけさせていただきました。また本計画の策定に当たりましては、区民の方、特に子ども若者の声を、実際に様々なワークショップの機会ですとか、授業やイベントでのアンケートなどを通して、こういったところに取り組んでほしいといった意見をいただきながら、それを今回の基本計画の方にも反映させていただいたというところがありますので、今後も子ども若者の声もしっかりと聞いていながら、環境教育の方も進めていきたいと考えております。

○会長： はいそれでは議題が非常に多く時間にも限りがありますので次の議題に移りたいと思います。今回いただきましたご意見を最終答申の方に反映させていただきたいと思います。議事の（2）食品ロス削減推進計画について事務局より説明をお願いします。

○ごみ減量推進課長： 資料3-2「食品ロス削減推進計画について」をご説明いたします。前回の指摘に対して回答して参ります。まずは、「食品ロス削減推進計画についての国の削減目標に対する進捗状況を測るうえでのバックデータの取り方がわからない。同じようなやり方が区でできないか疑問も残る。」に対する回答ですが、1ページ目、1、国の指標の四角囲みの指標算出方法をご覧ください。発生量の推計方法についてですが、国が市町村を対象に実施しているアンケート調査の結果に基づき、食品ロス量を把握している自治体の生活ごみ量に対する食品ロス量の割合の平均から、把握していない自治体の食品ロス量を推計しているとのことでした。家庭系については厚生労働省が、事業系については2ページのとおり農林水産省がそれぞれ推計しております。次に、「食品ロス削減推進計画の新指標について、過去のデータを遡ってその指標が有効か否か検討すること。」に対してです。この指摘に対して、2ページ2、豊島区の方針をご覧ください。本区といたしましては国の指標に準じる形で次の2つの指標を採用したいと考えております。本区の廃棄物実態調査においては、令和2年度までは厨芥の区分を「未利用食品」と「未利用食品以外」の2つに限り、「未利

用食品」のみを「食品ロス」としていたため、「直接廃棄」の食品ロス量と「食べ残し」の食品ロス量の現在の区分で食品ロス量を測定し始めた、令和3年度の数値を基準とし、指標としていこうと考えております。下の表をご覧ください。国の令和3年度の家庭系食品ロス量は244万トンであり、目標年である令和12年度の216万トンを達成するには約11%の削減が必要となります。国に合わせ本区もこの11%削減を目標値として、本区の令和3年度食品ロス量3,830トンに当てはめると、令和12年度の目標値として3,390トンということになります。国は家庭系に加え事業系の食品ロス量の目標数値も定めていますが、豊島区が毎年実施しているごみの組成割合を分析する調査は、家庭ごみが対象であり、事業系の食品ロス量を直接把握できないため、家庭系のみを目標と定めます。さらに、前回審議会でお話した指標に係るアンケート調査の廃止ですが、同様の調査を別調査である「環境への取組に関するインターネット調査」において新規質問事項として盛り込み、区民の食品ロス削減状況を把握し、令和12(2030)年度までに食品ロスの削減に取り組む区民の割合を80%以上にしていきます。次に、「TABETE」におけるCO2の削減量についてです。3ページ目をご覧ください。令和5年度(2023年4月～2024年3月)▲18,847.1kg、令和6年度1月末時点(2024年4月～2025年1月)▲12,366.8kgとなっています。最後に、「フードドライブは食べ物を集めて終わりではなくて、フードドライブに協力した区民や団体にとっては、集めた数字だけ見せられても不十分だと思うので、集めた食品がどのように活用されたかまで示してほしい。」についてです。4ページをご覧ください。赤枠での囲み部分です。配布先は記載のとおり4つとなっています。以上で私からの説明を終わります。

○会長： ありがとうございます。なにかご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○委員E： よろしいですか。二つあります。一つ目は食品ロスの対策というのは、結局家庭系しか行わないのでしょうか。二つ目はTABETEの運営業者に二酸化炭素の削減効果を出していただきましたが、この数字はどのように見たら、よろしいのでしょうか。

○ごみ減量推進課長： はい。1つ目の食品ロスの削減については、あくまでも家庭が中心となりますが、普及啓発の部分では事業系の方々にも食品ロスについては削減にご協力していただこうと考えています。それとTABETEの見方ですが、食品がそのまま捨てられてしまった場合と、フードレスキューされた場合のその差分の二酸化炭素の排出削減量と考えています。

○委員E： 事業所については今後は目標値も含めて検討されるということでしょうか。

○ごみ減量推進課長： 今後事業系食品ロスに対する適正な働きかけ方も検討していこうとは考えています。

○委員E： それからTABETEの効果として算出された数字はどれぐらいの大きさなのですか。要するに母数がわからないので、これが大きいのか小さいのかわからないということです。例えば家庭系の食品ロスにまつわる二酸化炭素排出量に対して、このTABETEの活動で何%削減できますかみたいな示し方ができないでしょうか。

○ごみ減量推進課長： そういった比較をしておりませんでしたので、次の会議で資料を示したいと思います。

○委員E： せっかくこの数字を出していただいたので、やはりこの数字が使えるような出し方、評価できるような出し方をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○会長： 私から一点だけ。食品ロスの削減の目標値としてインターネットアンケートで食品ロスの削減に取り組む区民の割合を測るということですが、インターネットのアンケート調査というのはどのぐらいの頻度で実施するのでしょうか。それから現状で何%なのか知りたいです。

○ごみ減量推進課長： この調査については、本年度から毎年やっていく予定です。現状については本年度から始まって、結果を整理しているので、その数字がわかりましたら審議会で報告いたします。

○会長： このアンケートの質問の仕方なのですが、食品ロスの削減に取り組んでいるか否かということを知りたいのか。

○ごみ減量推進課長： はい。食品ロス削減に取り組んでいるか否かということを知りたいのか。

○会長： YES か NO かっていう質問ですか。YES か NO かだとどうですかね。「なるべく気をつけてやっている」とかそういった中間の方もたくさんいると思うのですよね。YES か NO じゃなくて、もう少し幅を持たせた方がいいのではないのでしょうか。

○ごみ減量推進課長： 今年についてはもう調査を始めていますので、次回以降設問に幅をもたせるかどうかも含めて検討していきたいと思います。

○会長： ありがとうございます。その他ご意見ご質問ございますでしょうか。

○委員A： 今のところに関連しますが、国の指標として、1 ページにあります、家庭系と事業系いずれも半減できる取り組みの推進ということになっています。しかし家庭系はまだ半減できていませんが、事業系の方は 2022 年にもう半減は達成されたのではないかと認識しています。先週、消費者庁の方が食品ロスの削減推進会議というものをされているようで、そこではもう半減しているので、2030 年に向けて 6 割減という目標にしていこうという新たな指標が出たというように記憶しています。一方豊島区の方で今指標を新たに出していこうということで、②の「食品ロス削減に取り組む区民の割合を 80% 以上にしていく」ことが、①の「11%削減」に繋がっていくと解釈するのでしょうか。具体的方針や取り組みというものがここには出てこないのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○ごみ減量推進課長： 委員から指摘のあった通り、区民の中でも食品ロスの問題を認知して削減に取り組んでいく人の割合を 80%以上にすることで、令和 12 年度には食品ロスの 11%削減目標が達成できることを期待して、この指標については国に倣って 11%減というところにしております。

○委員 A： ありがとうございます。それで家庭系の食品ロスを削減するには、食品販売しているところから区民が購入して、それがロスになる可能性をはらんでいるということなので、例えば、消費期限と賞味期限の正しい理解が区民の方にどれほど伝わっているのか。先ほど申し上げました、国の方の削減推進会議でも、賞味期限は美味しく食べられる期限ですということを強調していこうという議論も進んでいるようですし、豊島区民の皆様にも、この消費期限・賞味期限について理解してもらおう方策や、そのような具体の取り組みをこれからどんどん出していただいて、目標を達成できるようにやっていくことが必要なことではないかなと思いました。以上です。

○会長： その他ご意見ご質問ございますでしょうか。それでは次に議事（3）の処理困難物の排出状況について、事務局から説明をお願いします。

○ごみ減量推進課長： 資料 3-3 号「処理困難物の排出状況について」をご説明いたします。1 ページをご覧ください。まずは「1. 小型充電式電池について」です。一般廃棄物の処理困難物の 1 つとして、リチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池があり、携帯電話やモバイルバッテリーを始めとした、多種多様な電子電機製品に組み込まれ、広く使用されている一方、破損時の熱暴走や可燃性の電解液による発火などの危険性が高く、実際に他の分別区分への混入が原因となって、収集運搬時や中間処理時の事故が頻発している状況にあります。2 ページをご覧ください。小型充電式電池とは、充電すれば繰り返し使用できる小型で軽量の電池（二次電池）であり、携帯電話、スマートフォン、モバイルバッテリー、ノートパソコン、デジタルカメラ、電子タバコなど、私たちの日常生活で身近に使用されています。また、この電池は、平成 13 年 4 月施行の「資源有効利用促進

法」により、電池メーカーや機器メーカー、輸入事業者などに小型充電式電池の回収・再資源化などが義務付けられています。3ページをご覧ください。過度な力が加わると激しく発熱・発火する恐れがあり、大変危険なため、東京二十三区清掃一部事務組合などでも注意喚起を行っています。4ページをご覧ください。前回の審議会で「他区を参考に充電式電池を拠点回収でなく集積所で回収できないか検討してほしい。」との指摘がございましたので、他区の状況等をまとめました。集積所で回収しているのが6区、豊島区のようにJBRC協力店への紹介または拠点における回収を実施している区が17区となっています。また本区の回収拠点はごみ減量推進課を含め16拠点。自転車販売店は電気自転車のバッテリーを回収しています。本区の処理状況ですが、基本的には、小型充電式電池は取り外し、ビニールテープなどで端子部を絶縁して電気店の「リサイクル協力店」への持ち込みをお願いしています。しかしながら、海外製のものや、膨張しているものは、「リサイクル協力店」でも持ち込みを断られる場合があります、区が行き場のない電池についてはごみ減量推進課の窓口で回収しお預かりしています。今後は拠点回収、集積所回収などの回収方法などを検討していきたいと考えております。私からの説明は以上です。

○会長： ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。バッテリーが可燃ごみに出された場合の被害の大きさなど、被害の状況等の報告はないでしょうか。

○ごみ減量推進課長： 例えばパッカー車が燃えてしまったとか、リチウムイオン電池が入ったために清掃工場が止まってしまった等の話は聞くのですが、次回にでも燃えたときの状況の写真など、状況がわかるような資料は提出したいと思います。

○会長： 注意喚起を図るにあたって一番重要なのは被害の状況がまずどれほど激しいのか、どのくらいの頻度で起こっているのかといった事実です。例えば被害額がどれほど発生しているかと。税金を使うわ

けですから、そういう意味でも被害額等、被害の状況とか、その恐ろしさがセットでないと、説得力が少なくなってしまうので、できればその方法でお願いしたいと思います。

○ごみ減量推進課長： 次の審議会で被害状況を詳しく説明した資料を準備したいと思います。

○会長： その他ご意見ご質問ございますでしょうか。

○委員F： ご説明ありがとうございます4ページ目の最後、豊島区での処理状況というところに関して少しコメントさせていただきたいのですが、「小型充電式電池を取り外し」と書いてありますが、ものによってはそもそも取り外しが困難であるというものもありますので、そこも含めてどう対応されているのかということと、取り外せるということは、電池が入っているという認識なのですが、多くの場合そもそもそのようなものが使われているかどうか分からないものを捨てられてしまうという状況があると思いますので、そこを含めてどういう普及啓発をされているのかをお尋ねできればと思います。よろしくお願ひします。

○ごみ減量推進課長： 電池が取り外せないようなものは小型家電として拠点に持ってきていただいて、それを回収しているところです。これはリチウムイオン電池の回収とは別に行っております。

○委員F： わかりました。そもそも何か電池が使われているかどうか分からないもの、それこそワイヤレスイヤホンなどといったものに充電式の電池が使われてないと認識している人もいます。学生に聞いても、そのように認識していたということもありますので、どういう対応をされているのかが少し気になったので質問させていただきました。

○ごみ減量推進課計画調整係長： 補足で、大きいイヤホンについては別ですが、不燃ごみや粗大ごみで入ってきてしまったリチウムイオン電池等について、不燃ごみに

については資源化事業を行っていますので、分別作業の時にリチウムイオン電池が含まれているものについては、中の物を取り除いていただいています。粗大ごみについても、中継所で分けているときに、電池などがおそらく入っているものについては、他社がわかるように、別の箱に入れて運ぶ等の処置を取ってございます。

○委員F： わかりました。ありがとうございます。私からは以上です。

○ごみ減量推進課事業推進係長： すみません。もう一点補足させてください。今委員がおっしゃったそもそも電池が含まれているかどうかわかりにくいものの周知というのは、やはり啓発が必要だと考えておりまして、東京都が定期的に「リチウムイオン電池が含まれていて危険です」というようなツイートを出しているのですが、そこに対して私どももリツイートで返す等しています。そのようなものは小型家電としてお出しできますから、出し方を合わせて周知しているような状況でございます。

○会長： 他にご意見ご質問等がございましたらお願いします。

○委員G： リチウムイオン電池の件なのですが、電力が残った状態で捨てる方が一番怖いと感じます。電極がむき出しになっている部分がありますので、電池の電極が接した時点でショートして発火する可能性も十分あり得ると思うのです。ですから排出する際には、完全に電力を使った後に、ぜひとも排出をお願いしたい。難しい話なのですが可能であればそれをぜひともお願いしたいなと思います。それがおそらく安心安全な廃棄の仕方に繋がるのではないかなと思います。私は以上です。

○委員H： ご説明ありがとうございます。先ほど説明していただいた資料3-3の4ページ目のところですが、23区の回収状況を調べていただいています。大半の区は集積所の回収はやっていないという資料でもありますが、これは集積所回収の方が望ましが、何かしらの理由でできないのか、それともその集積所回収よりも、現在の改修の方法の

方が良いと判断しているのか、この判断についてはどのようになされているのでしょうか。

○ごみ減量推進課長： はい。まず集積所回収を行うには集積所に置くときに誰が置いたかもわからないという問題があります。例えば池袋でしたら来街者も多い中、集積所回収は危険性があるというところも考えております。拠点回収でやろうと思っているのは、対面で回収できるというところと、基本的にはJBRCの協力店に持ち込んでもらって、回収できないものについては、ごみ減量推進課に持ってきていただき、それを預かって安全なところで保管し、処理業者に渡すと。これが一番安全なやり方であると考えています。

○委員H： ありがとうございます。今の判断のことはわかりました。次にJBRC協力店の数なのですが、適正に排出していただくためにはある程度、区民の方が捨てやすくなるというような状態も必要だと思います。そうした中、区内で均等に分布されているのかわかりませんが、分布されていたとしても16ヶ所ということですから、小学校の数よりも少ないぐらいの拠点数しか現状ありませんので、率直にこれは拠点回収の場所が不足しているのではないかなと感じます。この点はいかがですか。

○ごみ減量推進課長： 実は協力店を地図上にプロットしてみたのですが、池袋駅周辺に集まっているところが多く、区内全域にあるとは言えないような状況です。ただ、一方で、しっかり保管して捨てたとしても発火する可能性は高いです。先ほどお話があったように例えば電力が少し残っているような状態で、ショートして発火するようなことがあるというお話もあるので、その安全性をどうにかして、発火しない正しい保管方法がみつければ、今後拠点は増やしていくこともできると考えております。

○委員H： 研究を進めればというような回答だと思いますが、今いわゆる小型充電式電池を使っている製品というのは、かなり多くなっていると思います。実際に清掃工場等の報告も受けますと、やはり発火した事故

というのが何度も起きているというような状況を聞いています。中には、捨てる場所がよくわからないという理由で一般ごみに混ざっている可能性もあると思うので、研究が進めば区内の拠点は増やせるというご回答でしたが、そのような方法ですと、一般ごみに混ざるリスクも高いままになってしまうのかなと思います。ですので、回収拠点を増やすのか、もっと区民が排出しやすくなる何かしらの方策はやはり早急に検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長： 区民の方が捨てやすくなるように環境を整えるのも早急にやっていかなければいけないということと合わせて、JBRC 協力店に持っていき、そこで受け付けられないものはごみ減量推進課に持ってきてもらうという適正な排出方法を繰り返し啓発していかなければならないと考えております。

○委員E： 今のごみを出しやすくするのは非常に重要で、小型2次電池が原因で火災があった原因は、ほとんどが押しつぶされたことによるものです。パッカー車に入れて、押しつぶすときや、破砕機に入れてしまつてそこでつぶされたときに発火しています。ということはごみに混ぜないことが一番だと思うのですが、あるところで聞いたのは、コードレス掃除機がごみに混ざっていて、それを破砕にかけてしまつて発火した事象を聞きました。なぜそんなものを入れるかという捨てるところがわからないからですね。捨てるなどは言われているけれど、どこに捨てていいのかはちゃんと伝えられていないし、捨てようと思っても遠かったり、いろいろ手続きしなきゃ捨てられなかったり面倒くさくなつてごみに入れちゃいますよね。このようなことを防ぐのが一番大事だと思いますので、利便性を高めるのは非常に重要なことだと思います。以上です。

○委員D： 先生方に色々なご意見をいただいて勉強させていただいております。本当にその通りだなと思いました。電池というのはスマートフォンや、モバイルバッテリーなど、子どもや若い人を中心に、なんの気なしに使っているのですよね。ただ、使ってもなかなか危機感がないのですよね。だから捨てるときに発火してしまうということなのだと思う

のですが、火災になってしまうという事実を、SNS が先ほど話に出ましたが、ちょっとしたことから大きなことになってしまうということを、事例で出すというのも一つかと思います。やはり安全対策ですよ。安全処理するための普及啓発になるのだと思いますが、先ほど話にあがった SNS や動画等様々な方法があるかと思いますが、気が付かないけれど、結構身近な問題だと思います。普及啓発活動を含めた対策を考えてみたらどうかと、先生方のご意見を聞いて、感じた次第でございます。以上です。

○委員 I : 今の件は真に今一番大事になっている行政上の問題でありまして、私どもも事故を経験しました。それに対して何をすればいいかというのは、一番簡単なのは分別です。先ほど話にあったように、一般ごみに入っちゃったら終わりだよと。見逃してしまうと、パッカー車で巻き込んだり衝撃を与えると発火してしまいます。今電池にもいろんな種類が出てしまっていて、そこを分別しながら私どももまめにやっているのですが、種類が多すぎるという問題もあります。私どももういろいろな企業とタイアップしながら取り組んでいる次第です。今一番何が大事かという、区民の方に購入させないでくれと。プラスチックに混ぜないでくれと。プラスチックの中に入って、破砕機にかかって、機械で衝撃を与えてしまうと、そこで発火して、その場で燃えてくれればいいのですが、20分～1時間経ってからくすぶって燃えるというのがリチウム電池の怖さなので、とにかく混ぜないでくれというのが一番いいのではないのでしょうか。私はそう思います。

○委員 J : 一つお聞きしたいことと、一つ意見なのですが、4 ページ目の豊島区の JBRC 協力店数の電気製品販売店・自治体施設等と書いてありますが、自治体施設というのは、ごみ減量推進課だけでしょうか。

○ごみ減量推進課長 : ごみ減量推進課だけです。

○委員 J : これを増やすことはしないですか。

○ごみ減量推進課長 : 発火させない安全な保管方法等検討した上で、増やせたらというこ

とは検討しております。

○委員 J： あともう一つさきほど話にあがったことなのですが、絶対に電池をごみに混ぜないということは本当に大事だと思うのですが、私達区民として細かく分別している、例えば掃除機などを捨てるのがすごく大変なのですね。だから多分みんな面倒くさいから全部ごっちゃにしてしまう人が多くなってしまふ。そこをいかに情報発信していくか。特に電池の部分がすごく発信が弱いと思うのですね。区民から見ていて。電池に関しての情報は、多分相当数低いレベルにまだあると思います。ですから何が一番大事かというのを動画でも何でもいいのですが、様々なツールがありますが、高齢者にも知らせなきゃいけない。高齢者も今パソコンや携帯を使っています。だから外国人や子どもを含めフラットに、区民全体に知らせるという工夫をしてもらいたいなと一区民の立場から見て思います。よろしくをお願いします。

○会長： それでは次に議事（４）の豊島区災害廃棄物処理基本計画の修正ポイントについて、事務局から説明をお願いします。

○ごみ減量推進課長： はい、それでは豊島区災害廃棄物処理基本計画の修正ポイントについてご説明いたします。資料第 3－4 号「豊島区災害廃棄物処理基本計画の修正ポイントについて」です。まず、経緯です。1 ページをご覧ください。東京都では、令和 4 年 5 月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を見直し、令和 5 年 5 月に「東京都地域防災計画震災編」が修正されました。これらの状況も踏まえて、本区では防災対策の取り組み等を豊島区地域防災計画に反映させ、令和 6 年度に修正を行いました。2 ページをご覧ください。豊島区地域防災計画の内容です。第 5 部までの構成で主な内容を右に記載しています。豊島区災害廃棄物処理基本計画は主に第 3 部災害復旧計画と深く関係します。3 ページをご覧ください。豊島区災害廃棄物処理基本計画、地域防災計画、基本計画との関係についてです。最も上位の計画である豊島区基本計画の 7 つのまちづくりの方向性のうち、①地域とともに支えあう安全・安心なまちの 4 つの具体的な施

策をより細分化・具体化したのが地域防災計画となっています。地域防災計画の10の施策のうち、「住民生活の早期再建」をより細分化・具体化したのが災害廃棄物処理基本計画となっています。そして、この計画の中で「災害がれき、生活ごみ、避難所ごみ、片付けごみ、し尿の処理体制及び方法の基本的事項」を定めています。4ページをご覧ください。今回の豊島区災害廃棄物処理基本計画の今後の修正ポイントです。まず1点目が災害廃棄物の発生量の推計の見直しです。これは地域防災計画の見直しに合わせて数値を変えていきます。2つ目は、組織体制の見直し。地域防災計画と名称などの整合性をとっております。3番目に避難所ごみの流れの明記。今までは「通常のごみとは別の流れで処理する。」となっていました。処理の流れを明記したいと考えております。これは参考資料3-5をご覧ください。豊島区災害廃棄物処理基本計画の現行計画の概要版です。2ページ目をご覧ください。この真ん中のところ下の方の流れ図なのですけれども「片づけごみ」「生活ごみ」の流れの中で「避難所ごみ」のところについては、「通常のごみとは別の流れで処理する。」と書かれてありますが、処理の流れを明記していきたいと考えております。そして4番目としては各種検討課題を整理して前計画で検討していくと書いてある部分について、そこの部分の検討課題について整理をしていこうと考えております。私からの説明は以上です。

○会長： ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

○委員E： 三つあります災害が実際に起こったときに重要なのは2点あって、一つ目は他自治体や事業者さんなど、協力していただける方に対して、事前から協定をきちんと結んでおくことです。これが多いところと少ないところではだいぶ進行が違います。2番目としては国に補助金を請求することになると思うのですが、その手続きがものすごく大変です。手続きのところの計画もきちんと作った方がいいと思います。それからもう一点は災害が起こったときに出てくる廃棄物というのは、何か壊れたり水に浸かったりってものではなくて、今まで捨てられなかったものがそこで一気に出てくることがありま

す。例えばブラウン管テレビとかそのようなものがいっぱい出てきて、それが全体の処理と量を多くしてしまうことがあるので、そういうものを先に出してもらおう。例えばブラウン管テレビはどうやって出したらいいのかわからないのですよね。そのようなことを先にやっておいて、埋蔵ごみをなるべく先に出してもらおうというのは、非常に大事なことだと、いろんな災害が起こったときに感じていることです。以上です。

○会長： 事務局から何かありますか。

○ごみ減量推進課長： まず一点目の他自治体との協定の部分につきましては、豊島区の地域防災計画でも定めている通り、自治体だけではなく関係する団体との協定は結んでおります。国の手続きについては普段からどのような手続きをしなければならないのかということをおとみしておこうと考えております。それと、ごみの出し方の優先順位についても、今回検討課題の中の一つの各種検討課題の整理のところ、例えば生活保護の収集における優先順位などは検討していかなければいけないと計画でも書いていましたので、そのごみの出す優先順位というのも検討できたらと考えております。

○委員E： すみません。被災後に優先順位を言ってもそれは守れないので、災害が起こる前に埋蔵ごみの捨て方を教えてもらった方が後々楽になりますということです。

○委員C： ご説明ありがとうございます。ちょっと細かいところなのですが、災害廃棄物処理基本計画の概要版の3ページ目の7番の仮置場のところですね。区民仮置場っていうのがあると思います。区立公園等を想定って書いてあるのですが、この想定というところが気になっていて、これは町会なり公園緑地課なりときちんとお話されているかという点です。多分発災があったとき、町会の方は、公園に物資もおいていますし、炊き出しとかもあると思うので、公園を利用されると思います。多くの区民の方が、がれきや片付けごみを一時的に置くということで、どこに置くかとか、そういったことをちゃんと町会など

に周知されているのか。すごく大事だなと思うのですが、今災害が起きたときに、いきなりその公園の一部にがれきを置かれても、多分混乱すると思って心配で質問したのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○ごみ減量推進課長： 仮置場については候補と考えている公園等があつて、公園緑地課と相談はしているところですが、ただごみだけを置くのか、被災者のための住宅なども建てなければならないこともあるので、まだ確実に、防災課も含めてですが、ごみを専用として置く場所など、分けができていないような状況です。

○委員C： わかりました。多分一番使われる町会の方々が混乱すると思うので、そのあたりきちんと町会の方々と思うコンタクトを取って決め事としていただきたいと思います。以上です。

○会長： はい。その他ご意見ご質問ございますか。ありがとうございます。災害の内容について何が起こるかわからないで、それをあらゆる想定を立てる必要があると思いますのでぜひしっかりした基本計画をお作りいただきたいと思います。ではただいまいただきましたご意見は豊島区災害廃棄物処理基本計画に反映させていただくことといたします。次にその他の（１）前回審議会の確認事項について事務局より説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進課長： はい、それでは前回審議会の確認事項についてご説明いたします。参考資料の第3-1号をご覧ください。今回取り上げた食品ロスの部分と3番の処理困難物の部分を除いて説明していきたいと思います。まず基本方針の1のところなのですが、ご意見として「区民事業者への情報発信」の一環として7月に開設された区役所の外国人相談窓口の機能を活用してほしい」というところに関しては、基本方針1「リデュース・リユースを推進する」の2「区民・事業者への啓発・情報発信」の中で反映していこうと考えています。次に「次世代を担う子どもたちに環境教育を行ってほしい。」というところに関して、同様の基本方針1「リデュース・リユースを推進する」の2

「区民・事業者への啓発・情報発信」の中で反映していきます。3点目、「フリーマーケットの促進とともに、アプリ上で行われている物を交換するシステム等一步進めた取り組みを考えていただきたい。」ということと、次の「資源回収においてもリデュース・ユースを促進してくれる仕組みを持っているベンチャーの事業者がたくさんあるので、うまく連携してほしい。」というところについては、自治体の中に企業と連携して、個人が物品を売買できるアプリの利用を促したり、自治体が回収した粗大ごみや、不要になった物品をアプリで出品する取組事例があるので、その他事例なども研究しながら検討を進めていきたいと考えています。食品ロスについては議題の2でご説明した通りです。続いて基本方針2のところをご覧ください。「前回資料の第2-2号、図1の基本方針2「区民の活動支援と連携の推進」に「町会PTA、NPO法人等々の取り組みを支援するとともに」という言葉があるが、「支援」という言葉が消極的に感じられる。」というご指摘に対しては、「区にできること」と「区にできないこと」を切り分けた時に、区が直接できないけれど促進していきたい活動についてこの項目で「支援」という言葉を用いて言及しています。次に「集団回収の協力金が、町会の活動にとってはウエイトが大きく、集団回収の品目にダンボールも加えてほしい。」という点に関しましては、基本方針2の「質の高いリサイクルを実現する」3「区民・民間事業者との連携・協働」の中で集団回収の報奨金の支給対象品目の拡充を検討していく旨を盛り込みます。次の「資料第2-2号図2の基本方針2「更なる資源化の促進」の文章について、目的は、更なる資源化の促進なので、現状資源化している項目の資源化率が上がることで達成できる。手法について新たな回収品目の発掘や、新たなリサイクル手法の検討に限定しないでほしい。」というご意見に対しては、基本方針2「質の高いリサイクルを実現する」1「プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進」については、新たなリサイクル手法に限らず、現状資源化している項目についてもさらに資源化率が上がるように検討していくことを盛り込みます。「廃食油の回収について、回収場所や頻度を増やしたり、回収時間を長くしてほしい。小型家電等も同じように手法を広げることが明記していただきたい。」というご指摘に対しては、基本方針2「質

の高いリサイクルを実現する」1「プラスチック資源回収推進及び更なる資源化の促進」の中で拠点回収している品目について持ち込みの利便性を高めていくことを盛り込んでまいります。3については議事3で説明した通りとなっております。私からの説明は以上です。

○会長： はい、ありがとうございます。それではただいまのご説明につきまして、何か質問ご意見ございますでしょうか。前回の審議会での確認ということですよ。特にならなければ、全体を通じまして何か言い残しがございましたらお願いします。それでは本日も長時間ご審議いただきましてありがとうございました。事務局から連絡があるそうですのでお願いします。

○ごみ減量推進課長： 連絡事項を2点お伝えさせていただきます。一点目ですが、本日の議事録につきましては、直ちに作成作業に入り、委員の皆様にもご連絡をさせていただく予定です。議事録ですが、原則として会議でのご発言をそのまま記録させていただくものになり、ご発言にお間違いがないかのご確認になりますので、よろしくお願いたします。皆様にご確認いただきましたら、区のホームページに掲載いたします。2点目、次回の審議会の開催ですが令和7年6月から7月の間を予定しております。引き続きご協力よろしくお願いたします。事務局からは以上でございます。

○会長： これをもちまして、第6期第3回リサイクル清掃審議会を閉会させていただきます。長時間ご議論いただきましてありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

(15時25分閉会)

<p>会 議 の 結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 次豊島区一般廃棄物処理基本計画の策定及び豊島区災害廃棄物処理基本計画の修正について、今後審議していく内容と進め方について質疑及び意見があった。
<p>提出された資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料第 3-1 号 第五次豊島区一般廃棄物処理基本計画の施策体系案 ・ 資料第 3-2 号 食品ロス削減推進計画について ・ 資料第 3-3 号 処理困難物の排出状況について ・ 資料第 3-4 号 豊島区災害廃棄物処理基本計画の修正ポイントについて ・ 参考資料第 3-1 号 前回審議会の確認事項について ・ 参考資料第 3-2 号 豊島区災害廃棄物処理基本計画<概要版>
<p>そ の 他</p>	